

鳥取県公報

令和6年3月29日(金) 号外第39号

毎週火·金曜日発行

			
\Diamond	告	示	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金(170)(まちづくり課)・・・・・・・・2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の利用料金
			(171) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			とっとりバイオフロンティアの利用料金(174)(産業未来創造課)・・・・・・・12

示

鳥取県告示第170号

鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第15条第2項の規定に基づき、鳥 取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第265号(鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について)は、令和6年3月31日限り廃 止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 陸上競技場

			単位	金額		
グラウ	一般利用	Ħ			1人1回につき	150円
ンド	専用	営利を	入場料その他	幼児、児童、中学	1時間につき	1,930円
	利用	目的と	これに類する	校若しくは高等学		
		しない	もの(以下	校の生徒又は学生		
		場合	「入場料等」	(以下「学生等」		
			という。)を	という。)		
			徴収しないと	一般人	1時間につき	2,540円
			き。			
			入場料等を徴	学生等	1時間につき	9,670円
			収するとき。	一般人	1時間につき	13, 240円
		営利を	入場料等を徴収	しないとき。	1時間につき	40, 230円
		目的と	入場料等を徴収	するとき。	1時間につき	53, 980円
		する場				
		合				
屋内練	一般利用	用			1人1回につき	50円
習場	専用利用	Ħ			1時間につき	300円
雨天練	一般利用	Ħ			1人1回につき	50円
習場	専用利用	用			1時間につき	300円
トレー	一般	一回券に	より利用する場合		1人1回につき	100円
ニング	利用	回数券に	より利用する場合		回数券11枚につき	1,010円
ルーム		1月利用	券により利用する	場合	1人につき	710円
	専用利用	Ħ			1時間につき	610円
夜間照	全灯				30分につき	6, 110円
明	3分の2	2点灯			30分につき	5,090円
	5分の2	2点灯			30分につき	3,050円
	10分の	1 点灯			30分につき	1,010円
第1研修	室				1時間につき	1,730円
第2研修	室				1時間につき	500円
第3研修	第3研修室				1時間につき	400円
第1会議室					1時間につき	200円
第2会議	室				1時間につき	300円
放送室					1時間につき	300円

冷暖房	第1研修室	1時間につき	300円
	第3研修室	1時間につき	300円
	放送室	1時間につき	100円

(2) 野球場

		利用区分	単位	金額	
グラウ	プロ野球以外	入場料等を徴収 学生等		1 時間につき	1,220円
ンド	の野球又はソ	しないとき。	一般人	1 時間につき	1,830円
	フトボール	入場料等を徴収	学生等	1時間につき	3,560円
		するとき。	一般人	1時間につき	4,880円
	プロ野球	入場料等を徴収し	ないとき。	1時間につき	24, 130円
		入場料等を徴収す	るとき。	1時間につき	48, 270円
屋内ピッ	チング場			1時間につき	100円
スコアボ	ード(スコアボー	ド操作室を含む。)		1時間につき	300円
夜間照明				30分につき	6,110円
大会運営	室			1時間につき	400円
第1研修	室		1時間につき	200円	
第2研修	 室		1時間につき	100円	
放送室			1時間につき	300円	
冷暖房	大会運営室			1時間につき	100円

(3) 球技場

	利用区分		単位		金額
営利を	入場料等を徴	学生等	1時間につき	全面	1,320円
目的と	収しないと			2分の1面使用	710円
しない	き。			3分の1面使用	500円
場合		一般人	1時間につき	全面	1,930円
				2分の1面使用	1,010円
				3分の1面使用	710円
	入場料等を徴	学生等	1時間につき	全面	7, 430円
	収するとき。			2分の1面使用	3,760円
				3分の1面使用	2,540円
		一般人	1時間につき	全面	10,080円
				2分の1面使用	5,090円
				3分の1面使用	3,460円
営利を	入場料等を徴収	しないとき。	1時間につき	全面	30,350円
目的と				2分の1面使用	15,270円
する場				3分の1面使用	10,180円
合	入場料等を徴収	 するとき。	1時間につき	全面	40, 430円
				2分の1面使用	20,370円
				3分の1面使用	13,750円
夜間照明			30分につき		5,090円

(4) 補助競技場

利用区分	単位	金額
学生等	1 時間につき	710円
一般人	1時間につき	910円

(5) 多目的広場

利用区分	耳	単位	
学生等	1時間につき	全面	910円
		2分の1面使用	500円
一般人	1時間につき	全面	1,220円
		2分の1面使用	710円

(6) 投てき場

利用区分	単位	金額
学生等	1時間につき	500円
一般人	1時間につき	700円

(7) 設備利用料等

	名	単位	金額	
競技用器具等一	式	1式1日1回につき	4,070円	
トラック競走用	器具	1式1日1回につき	300円	
ハードル競走用	器具		1式1日1回につき	300円
障害物競走用器	·具		1式1日1回につき	300円
走幅跳・三段跳	用器具		1式1日1回につき	200円
走高跳用器具			1式1日1回につき	400円
棒高跳用器具			1式1日1回につき	500円
砲丸投用器具			1式1日1回につき	300円
円盤投用器具			1式1日1回につき	300円
ハンマー投用器	·具		1式1日1回につき	300円
ヤリ投用器具			1式1日1回につき	300円
マラソン競走用	器具		1式1日1回につき	500円
陸上用バトン			1本1日1回につき	50円
ストップウォッ	チ		1個1日1回につき	50円
イベントパネル	(ポールを含む。)	1枚1日1回につき	200円
テント			1組1日1回につき	300円
ラグビー用器具			1式1日1回につき	300円
サッカー用器具			1式1日1回につき	300円
野球用器具			1式1日1回につき	300円
ホッケー用器具			1式1日1回につき	300円
人工芝			1枚1日1回につき	100円
アーチェリー的	1		1台1日1回につき	300円
多目的掲示板			1時間につき	3,360円
写真判定装置			1時間につき	2,240円
大型映像装置	非営利	入場料を徴収しないとき。	1時間につき	5,090円
		入場料を徴収するとき。	1時間につき	20,370円
	営利	入場料を徴収しないとき。	1時間につき	61,110円
		入場料を徴収するとき。	1時間につき	81,480円
	広告加算		1分につき	10, 180円
芝グラウンド	サッカー (一般)	1面1回につき	7, 380円
用ペイント	サッカー(少年)	1面1回につき	5, 500円
	ラグビー		1面1回につき	10, 490円

ホッケー	1面1回につき	5, 290円
シャワー室	3分間につき	50円
サッカー固定式ポール設置	1組につき	1,010円
ラグビー固定式ポール設置	1組につき	1,520円
ソフトボール固定式ポール設置	1組につき	500円
ホッケー用ゴール設置	1組につき	1,010円

(8) 鳥取県民体育館

	利用区分				単位	金額
メイ	一般利力	1			1人1回につき	50円
ンア	専用	営利を	入場料等	学生等	全面1時間につき	2, 220円
у —	利用	目的と	を徴収し	一般人	全面1時間につき	2, 950円
ナ		しない	ないと	学生等	2分の1面1時間につき	1,070円
		場合	き。	一般人	2分の1面1時間につき	1, 420円
				学生等	3分の1面1時間につき	690円
				一般人	3分の1面1時間につき	910円
				学生等	4分の1面1時間につき	540円
				一般人	4分の1面1時間につき	710円
			入場料等	学生等	全面1時間につき	4, 430円
			を徴収す	一般人	全面1時間につき	5,900円
			るとき。			
		営利を	入場料等を	徴収しないと	全面1時間につき	103, 370円
		目的と	き。		2分の1面1時間につき	51,630円
		する場	入場料等を	微収すると	全面1時間につき	147,680円
		合	き。			
サブ	専用	営利を	入場料等	学生等	全面1時間につき	540円
アリ	利用	目的と	を徴収し	一般人	全面1時間につき	710円
ーナ		しない	ないと	学生等	2分の1面1時間につき	230円
		場合	き。	一般人	2分の1面1時間につき	300円
			入場料等	学生等	全面1時間につき	1,070円
			を徴収す	一般人	全面1時間につき	1,420円
			るとき。			
		営利を	入場料等を	徴収しないと	全面1時間につき	24, 950円
		目的と	き。			
		する場	入場料等を	と徴収すると	全面1時間につき	35,640円
		合	き。			
	アリーナ、	、サブアリ	ーナ3時間以	上の専用利用は	こついては、1時間あたりの単価×禾	刊用時間×0.9とす
る。		T				
トレ	一般	1回券に	より利用する	場合	1人1回につき	250円
] ;	利用				1人1回につきシャワー代込み	300円
ング		回数券に	より利用する	場合	回数券11枚につき	2,540円
ルー					回数券11枚につきシャワー代込	3,050円
4					み	
		1月利用	券により利用	する場合	1人につき	2,340円
					1人につきシャワー代込み	2,850円

	鳥取屋 り利用	内プール共通1月利用券によ	1人につき	5, 090円
	専用利用		1時間につき	1,730円
第1研	多 室		全室1時間につき	610円
			3分の1室1時間につき	200円
第2研	多 室		1時間につき	400円
第3研修室			1時間につき	610円
第4研	多 室		1時間につき	610円
視聴覚	Ē		1時間につき	400円
放送室			1時間につき	300円

(9) 鳥取県民体育館照明利用料

利用区分		単位	金額
メインアリーナ	全点灯	全面1時間につき	7, 120円
		全面30分につき	3,560円
		2分の1面1時間につき	3,560円
		2分の1面30分につき	1,780円
	4分の3点灯	全面1時間につき	5, 340円
		全面30分につき	2,670円
		2分の1面1時間につき	2,670円
		2分の1面30分につき	1,340円
	2分の1点灯	全面1時間につき	3,560円
		全面30分につき	1,780円
		2分の1面1時間につき	1,780円
		2分の1面30分につき	890円
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	1,520円
		全面30分につき	760円
	4分の3点灯	全面1時間につき	1,300円
		全面30分につき	650円
	2分の1点灯	全面1時間につき	760円
		全面30分につき	380円

(10) 鳥取県民体育館冷暖房利用料

利用区分	単位	冷房	暖房
メインアリーナ	1時間につき	11,200円	8,650円
サブアリーナ	1時間につき	2,750円	2,440円
視聴覚室	1時間につき	400円	400円
第1研修室全室	1時間につき	300円	300円
第1研修室3分の1室	1時間につき	100円	100円
第2研修室	1時間につき	300円	300円
第3研修室	1時間につき	300円	300円
第4研修室	1時間につき	300円	300円

(11) 鳥取県民体育館設備利用料

名称	単位	金額
バスケットボール用器具	1組1日1回につき	2,030円
バレーボール用器具	1組1日1回につき	200円

バドミントン用器具	1組1日1回につき	100円
テニス用器具	1組1日1回につき	200円
卓球用器具	1組1日1回につき	100円
ソフトバレー用器具	1組1日1回につき	100円
インディアカ用器具	1組1日1回につき	100円
フットサル用器具	1組1日1回につき	300円
ロングマット	1枚1日1回につき	50円
新体操用マット	1式1月1回につき	1,010円
電光得点表示板	1台1日1回につき	1,010円
液晶プロジェクター	1式1日1回につき	1,830円
資料提示装置	1式1月1回につき	910円
音響設備	1式1月1回につき	2,030円
演台	1台1日1回につき	200円
簡易ステージ	1台1日1回につき	50円
イベントパネル	1枚1日1回につき	200円
シャワー室	1回につき	50円
長机	1台1日1回につき	20円
椅子	1脚1日1回につき	10円
トランポリン	1台1日1回につき	300円
ストップウォッチ	1個1日1回につき	50円
テント	1組1日1回につき	300円
移動観覧席	1式1日につき	2,030円
全身鏡	1枚1日1回につき	100円
簡易音響設備	1式1日1回につき	1,050円
スポットライト	1台1日1回につき	310円
ムービングライト	1台1日1回につき	1,590円

(12) テニス場

利用区分		単位	金額	
テニスコー	ト (1面)	学生等	1時間につき	460円
		一般人	1時間につき	610円
大会運営室			1時間につき	710円
研修室			1時間につき	300円
夜間照明	全点灯		1時間につき	2,030円
			30分につき	1,010円
	2分の1点灯		1時間につき	1,010円
			30分につき	500円
	4分の1点	灯	1時間につき	500円
			30分につき	250円
冷暖房	大会運営室		1時間につき	100円
i	研修室		1時間につき	100円

(13) 占用許可·行為許可

		金	額
区分	単位	非課税とされる	非課税とされる
		都市公園の占用	都市公園の占用

				以外
都市公園法(昭和31年法	集会、展示会その他これ	1平方メー	3円	4円
律第79号)第6条第1項	らに類する催しのため設	トルにつき		
又は第3項の許可	けられる仮設工作物	1 日		
条例第7条第1項又は第	物品の販売その他の営業	1人につき		410円
2項の許可	に従事する者	1 日		
	集会、展示会その他これ	1平方メー		4円
	らに類する催し	トルにつき		
		1 目		

備考

- 1 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の 占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれ らの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平 方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。
- 2 承認年月日等
 - (1) 承認年月日 令和6年3月18日
 - (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第171号

鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第15条第2項の規定に基づき、鳥 取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第205号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の利用料金について)は、 令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

	区 分						金	額
あやめ	体育	一般利	一般人			1人1回につき		50円
池スポ	室	用						
ーツセ		専用利	営利を目	入場料等	一般人	全面1時間につき		820円
ンター		用	的としな	を徴収し		2分の1面1時間		410円
			い場合	ないと		につき		
				き。	幼児、児童、中	全面1時間につき		620円
					学校若しくは高	2分の1面1時間		310円
					等学校の生徒又	につき		
					は学生(以下			
					「学生等」とい			
					う。)			
				入場料等	一般人	全面1時間につき	1	, 640円
				を徴収す	学生等	全面1時間につき	1	, 230円
				るとき。				

おします 日本	,	1	i	1	İ	Ī]	
#6					営利を目				
トレー般利 回数券又 (は1月利) (1月利) (1月1)						入場料等を	は徴収するとき。	全面1時間につき	39, 490円
ー ニ カン グ ルー ム 別用 神奈によらないで A 用申する 場合 回数券に より利用 する場合 1月利用 一般人 券により 利用する 場合 1月利用 一般人 券により 利用する 場合 1時間につき 560円 所修室 1時間につき 1,400円 が修室 1時間につき 560円 でとンター					場合				
ングルーム 用券によらないで利用する場合 回数券に 大り利用する場合 1人につき 1,400円 車用利用 一般人			トレ	一般利	回数券又	一般人		1人1回につき	200円
ルーム 5ないで 利用する場合 回数券に より利用 する場合 1月利用 一般人 券により 利用する場合 1月利用 一般人 券により 利用する場合 1時間につき 560円 所修室 東郷湖 カヌー 艇庫 研修室 1 軽1月につき 1,540円 け間につき 510円 でき 510円			- =	用	は1月利				
本 利用する場合 回数券に より利用する場合 1月利用 一般人券により利用する場合 1月利用 一般人券により利用する場合 1時間につき 「610円 所修室」 「560円 日時間につき 「560円 日時間につき」」、540円 日時間につき 「510円 日時間につき」」、540円 日時間につき 「510円 日時間につき」」、540円 つき 「720円 日本のき」」のき 「720円 日本のき」」のます。 「2分の1面1時間につき 「600円 2分の1面1時間につき」」、600円 2分の1面1時間につき 「600円 2分の1面1時間につき」」、600円 日本のき 「720円 につき」」、620円 日本のき 「720円 につき」」 620円 日本のき 「			ング		用券によ				
場合 回数券に より利用 する場合 1人につき 2,000円 1月利用 する場合 1人につき 1,400円 専用利用 の修室 1時間につき 560円 東郷湖 カヌー 世ンター 南谷テニスコート 一般人 1 毎間につき 510円 南谷多目的広場 一般人 1 コート 1 時間につき 510円 摩生等 1 コート 1 時間につき 450円 学生等 1 コート 1 時間につき 600円 学生等 2 面 1 時間につき 600円 屋根の ある多目的広場 グー般人 全面 1 時間につき 600円 屋根の ある多目的広場 営利を目的としない場合 全面 1 時間につき 2,160円 2分の1面1時間につき 1,080円 はつき 3 分の1面1時間につき 720円 デ生等 全面 1 時間につき 1,620円			ルー		らないで				
回数券により利用する場合 1月利用 一般人券により利用する場合 1人につき 1,400円 専用利用 一般人券により利用する場合 1時間につき 560円 専用利用 1時間につき 560円 不修室 1時間につき 1,540円 1数1月につき 1,540円 カヌー をンター 研修室 1時間につき 500円 でき 2レクー アンター 日齢間につき 500円 でき 学生等 1コート 1時間に 450円 つき 学生等 全面 1時間につき 600円 でき 2,160円 つき 3分の1面1時間につき 2,160円 につき 3分の1面1時間につき 50円 につき 3分の1面1時間につき 2,160円 につき 3分の1面1時間につき 3分の1面1時間につき 3分の1面1時間につき 3分の1面1時間につき 4年前につき 4年前につき 4年前につき 4年前につき 3分の1面1時間につき 3分の1面1時間につき 4年前につき 4年前につき 4年前につき 1,620円			4						
本り利用 する場合 1月利用 券により 利用する 場合 1時間につき 1,400円 専用利用 1時間につき 610円 研修室 1時間につき 560円 東郷湖 カヌー センタ ー 1毎1月につき 1,540円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 510円 学生等 1コート1時間につき 450円 つき 学生等 1コート1時間につき 600円 つき 学生等 全面1時間につき 600円 2分の1面1時間 たの円 2分の1面1時間 1,080円 につき 3分の1面1時間 720円 につき 学生等 全面1時間につき 1,620円 学生等 全面1時間につき 1,620円					場合				
する場合 1月利用					回数券に	一般人		回数券11枚につき	2,000円
1月利用 券により 利用する 場合 1月利用 券により 利用する 場合 1時間につき 610円 610円 東郷湖 カヌー センタ ー カヌー艇庫 1艇1月につき 1,540円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 510円 学生等 1コート1時間につき 450円 つき 学生等 全面1時間につき 600円 屋根の ある多 目的広場 営利を目的としない場合 一般人 全面1時間につき 600円 屋根の ある多 目的広場 一般人 全面1時間につき 2,160円 2分の1面1時間につき 1,080円 はつき 3分の1面1時間につき 720円 ボンき 学生等 全面1時間につき 1,620円 学生等 全面1時間につき 1,620円					より利用				
専用利用 1時間につき 610円 研修室 1時間につき 560円 東郷湖 カヌー艇庫 1艇1月につき 1,540円 市谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 510円 菅生等 1コート1時間につき 450円 学生等 1コート1時間につき 600円 学生等 全面1時間につき 600円 屋根の ある多目的広場 一般人 全面1時間につき 600円 2分の1面1時間につき 1,080円 につき 3分の1面1時間につき 720円 ボンき 学生等 全面1時間につき 1,620円					する場合				
東州利用 1時間につき 610円 研修室 1時間につき 560円 東郷湖カヌー研修室 1艇1月につき 1,540円 中とンター 1時間につき 510円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 610円 つき 学生等 1コート1時間につき 450円 つき 学生等 全面1時間につき 600円 屋根のある多目的広場 一般人 全面1時間につき 2,160円 屋根のある多目的広場 2分の1面1時間につき 1,080円 場 学生等 全面1時間につき 720円 場 学生等 全面1時間につき 1,620円					·	一般人		1人につき	1,400円
場合 専用利用 1時間につき 610円 研修室 1時間につき 560円 東郷湖 カヌー艇庫 1艇1月につき 1,540円 研修室 1時間につき 510円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 450円 つき 学生等 1コート1時間につき 450円 つき 学生等 全面1時間につき 600円 屋根のある多目的広場 営利を目的としない場合 全面1時間につき 2,160円 2分の1面1時間につき 1,080円につき 第分の1面1時間につき 720円につき 学生等 全面1時間につき 1,620円					券により				
専用利用 1時間につき 610円 研修室 1時間につき 560円 東郷湖カヌー センター 1時間につき 1,540円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 610円 つき 学生等 1コート1時間につき 450円 つき 学生等 全面1時間につき 600円 屋根のある多目的広場 営利を目的としない場合 全面1時間につき 2,160円 上のき 2分の1面1時間につき 1,080円 につき 3分の1面1時間につき 720円 ボンき 全面1時間につき 1,620円									
東郷湖 カヌー艇庫 1時間につき 560円 カヌー センター 1時間につき 1,540円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間に つき 610円 つき 学生等 1コート1時間に つき 450円 つき 一般人 全面1時間につき 800円 空き 学生等 全面1時間につき 600円 屋根の 営利を目的としない場合 一般人 全面1時間につき 2,160円 ある多目的広場 2分の1面1時間につき 1,080円につき 場 3分の1面1時間につき 720円につき 学生等 全面1時間につき 1,620円									
東郷湖 カヌー 艇庫 1艇1月につき 1,540円 研修室 1時間につき 510円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間に つき 610円 つき 学生等 1コート1時間に つき 450円 つき 一般人 全面1時間につき 800円 学生等 全面1時間につき 600円 屋根の 営利を目的としない場合 一般人 全面1時間につき 2,160円 ある多目的広場 一般人 全面1時間につき 2,760円 はつき 3分の1面1時間につき 1,080円につき はつき 3分の1面1時間につき 720円につき 学生等 全面1時間につき 1,620円				専用利用	<u> </u>				
カヌーセンター 1時間につき 510円 南谷テニスコート 一般人 1コート1時間につき 610円 つき 学生等 1コート1時間につき 450円 つき 一般人 全面1時間につき 800円 学生等 屋根のある多目的広場 営利を目的としない場合 全面1時間につき 2,160円 2分の1面1時間につき 場 2分の1面1時間につき 1,080円 につき 3分の1面1時間につき 720円 につき 学生等 全面1時間につき 1,620円								1時間につき	560円
センタ ー 一般人 1コート1時間に つき 610円 学生等 1コート1時間に つき 450円 南谷多目的広場 一般人 全面1時間につき 800円 屋根の ある多 目的広 場 営利を目的としない場合 一般人 全面1時間につき 2,160円 2分の1面1時間につき 1,080円 につき 3分の1面1時間につき 720円 ボーヤシー 全面1時間につき 4 第分の1面1時間につき 1,080円 学生等 全面1時間につき 1,620円		東郷湖	カヌー船	延庫				1艇1月につき	1,540円
一 南谷テニスコート 一般人 1 コート 1 時間に つき 学生等 610円 つき 学生等 南谷多目的広場 一般人 全面 1 時間につき 800円 学生等 全面 1 時間につき 600円 を対象の 2分の 1 面 1 時間につき 2,160円 につき 1,080円 につき 3分の 1 面 1 時間 につき 3分の 1 面 1 時間 につき 2分の 1 面 1 時間 につき 3分の 1 面 1 時間 につき 2年等 全面 1 時間につき 1,620円 につき 3分の 1 面 1 時間 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1 面 1			研修室					1時間につき	510円
南谷テニスコート									
対生等							T		
学生等 1コート1時間に つき 南谷多目的広場 一般人 全面1時間につき 800円 学生等 全面1時間につき 600円 屋根の		南谷テニ	スコート	•			一般人		610円
南谷多目的広場 一般人 全面1時間につき 800円 学生等 全面1時間につき 600円 屋根のある多目的広場 営利を目的としない場合 全面1時間につき 2,160円 1,080円につき 2分の1面1時間につき 1,080円につき 場 学生等 全面1時間につき 720円につき 学生等 全面1時間につき 1,620円							No. 10 Per		_
南谷多目的広場 一般人 全面1時間につき 800円 学生等 全面1時間につき 600円 屋根のある多目的広場 営利を目的としない場合 一般人 全面1時間につき 2,160円 自的広場 2分の1面1時間につき 1,080円 場 3分の1面1時間につき 720円 につき 学生等 全面1時間につき 1,620円							学生等		450円
学生等 全面1時間につき 600円 屋根の 営利を目的としない場合 ある多 目的広場 一般人 全面1時間につき 2,160円 はつき 3分の1面1時間につき 720円につき 学生等 全面1時間につき 1,620円									
屋根の ある多 目的広 場 営利を目的としない場合 の1面1時間 につき 3分の1面1時間 につき 学生等 全面1時間につき 3分の1面1時間 につき 全面1時間につき 1,620円		南谷多目	的広場						
ある多目的広場 2分の1面1時間 1,080円につき 場 3分の1面1時間につき 720円につき 学生等 全面1時間につき 1,620円									
目的広場 につき 場 20円 場 学生等 全面1時間につき 1,620円			営利を	目的とした	よい場合		一般人	-	
場3分の1面1時間 につき720円学生等全面1時間につき1,620円									1,080円
につき 学生等 全面1時間につき 1,620円									
学生等 全面 1 時間につき 1,620円		場							720円
							学生等	-	1,620円
2分の1面1時間 810円								2分の1面1時間	810円
につき									
3分の1面1時間 540円									540円
につき									
営利を目的とする場合 全面1時間につき 18,200円			営利を	目的とする	る場合			全面1時間につき	18, 200円

(2) 照明利用料

区 分	単 位	金額
あやめ池スポーツセンター体育室	1時間1灯につき	20円

(3) 設備利用料

区分	単位	金額
----	----	----

あやめ	バスケットボール器具	バスケットゴール台1対	1組1回につき	2, 160円
池スポ	バレーボール器具	支柱1対、ネット1張、アン	1組1回につき	200円
ーツセ		テナ1対		
ンター	ハンドボール器具	ゴール (ネット付) 1対	1組1回につき	300円
	バドミントン器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	100円
	卓球器具	台1台、ネット (サポートを	1組1回につき	100円
		含む。) 1 張		
	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	200円
	フットサル器具	ゴール (ネット付) 1対	1組1回につき	300円
	ボール	バレーボール等	1個1回につき	100円
	机		1台1回につき	20円
	椅子		1脚1回につき	10円
	シャワー設備		1人1回につき	50円
	ディスプレイ		1式1回につき	300円
屋根の	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	200円
ある多	夜間照明	全面	1時間につき	920円
目的広		2分の1面	1時間につき	460円
場		3分の1面	1時間につき	300円
	シャワー設備		1人1回につき	50円
南谷多	サッカー器具	ゴール (ネット付) 1対	1組1回につき	500円
目的広				
場				
あやめ	レクリエーション用具	モルック用具 (一式)	1組1回につき	300円
池スポ		バドミントン一式	1組1回につき	300円
ーツセ		ボール (大)	1個1回につき	300円
ンタ		フライングディスク	1個1回につき	100円
ー・屋	音響機器(スピーカー、アン	·プ、マイク)	1組1回につき	500円
根のあ				
る多目				
的広場				

(4) 占用許可・行為許可

			金額	
区分		単 位	非課税とされる	非課税とされる
			都市公園の占用	都市公園の占用
				以外
都市公園法(昭和31年	集会、展示会その他これ	1平方メート	3円	4円
法律第79号)第6条第	らに類する催しのため設	ルにつき1日		
1項又は第3項の許可	けられる仮設工作物			
条例第7条第1項又は	物品の販売その他の営業	1 人につき 1	410円	
第2項の許可	に従事する者	日		
	集会、展示会その他これ	1平方メート		4円
	らに類する催し	ルにつき 1 目		

備考

1 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園

の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。

- 2 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこ れらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ 1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。
- 2 承認年月日等
 - (1) 承認年月日 令和6年3月18日
 - (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第172号

鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第15条第2項の規定に基づき、鳥 取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規 定により告示する。

平成31年鳥取県告示第204号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)の利用料金について)は、 令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分		金額		
中国庭園	個人		大人	500円
燕趙園			小中学生	200円
	団体	10人以上	大人1人につき	450円
			小中学生1人につき	180円
		20人以上	大人1人につき	400円
			小中学生1人につき	160円
	学校行事		高校生1人につき	200円
			小中学生1人につき	80円

(2) 占用許可・行為許可

区分		単位	金額	
			非課税とされる	非課税とされる
			都市公園の占用	都市公園の占用
				以外
都市公園法(昭和31	集会、展示会その他これら	1 平方メー	3円	4円
年法律第79号)第6	に類する催しのため設けら	トルにつき		
条第1項又は第3項	れる仮設工作物	1 目		
の許可				
条例第7条第1項又	物品の販売その他の営業	1 目につき	営業売上の10パーセント	
は第2項の許可	集会、展示会その他これら	1平方メー	4円	
	に類する催し	トルにつき		
		1 目		

備考

- 1 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園 の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこ

れらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1 平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

- 3 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。
- 2 承認年月日等
 - (1) 承認年月日 令和6年3月18日
 - (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第173号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定に基づ き、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 治

名称及び住所	支援業務を行う事務所の所在地	
合同会社ふれあい 東伯郡北栄町国坂279	倉吉市東巌城町213-1	
有限会社ファーストコンタクト 鳥取市気高町八束水	鳥取市湖山町東一丁目460 カレッジコーポ103号室	
2706-75		

鳥取県告示第174号

とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第46号)第13条第2項の規定 に基づき、とっとりバイオフロンティアの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示す る。

平成31年鳥取県告示第138号(とっとりバイオフロンティアの利用料金について)は、令和6年3月31日限り 廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 利用料金
 - (1) 施設利用料等(税込)
 - ア 実験室等

区分		利用料	
オープンラボ		1室1月につき	310,300 円
足安	301、302	1室1月につき	29,000 円
居室	303、304	1室1月につき	29,870 円
実験室	311、312	1室1月につき	54,330 円
	313、314	1室1月につき	56,070 円
動物飼育室	321、322、323、324	1室1月につき	15, 260 円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算 するものとする。
- 2 電気代及び水道代の実費を別途徴収するものとする。

イ 研修室

区分	利用料		冷暖房利用料	
研修室	1時間につき	252 円	1時間につき	78 円

備考

1 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計 算するものとする。

- 2 冷房又は暖房を使用したときは、利用料の額に冷暖房料を加算するものとする。
- ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等 1ケージ1日につき 40円 備考 利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算す るものとする。
- (2) 設備利用料(税込)

ア 研修室

区分	利用料	
プロジェクター	1時間につき	470 円
スクリーン	1時間につき	100 円
会議用モニター	1時間につき	470 円

備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として 計算するものとする。

イ 開放機器

区分	利用料	
別記1に掲げる設備	1機器1時間につき 100 「	円
別記2に掲げる設備	1 区画 1 日につき 200 日	円
別記3に掲げる設備	1機器1日につき 200 F	円
別記4に掲げる設備	1日につき 250日	円

備考

- 1 利用料が1時間当たりで計算される場合について、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間 に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用料が1日当たりで計算される場合について、1日は午前9時から起算するものとし、利用期間 が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。
- 3 別記1に掲げる設備に係る利用料の上限は以下のとおりとする。
 - (1) 一般機器のみを利用した場合 1日につき 1,030円
 - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 1日につき 3,130円
- 2 承認年月日等
 - (1) 承認年月日 令和6年3月18日
 - (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

別記1

1 一般機器

クリーンベンチ

安全キャビネット

オートクレーブ

倒立型蛍光顕微鏡

オールインワン顕微鏡

スーパーエレクトロポレーター

遺伝子導入装置

大型遠心分離機

小型冷却遠心機

ゲル撮影装置

微量サンプル計測設備

P C Rマシン

蛍光実体顕微鏡

実体顕微鏡

生物顕微鏡 (ティーチングヘッド付き)

分光光度計

実験用器具自動洗浄機

サイドオープンL型ドラフトチャンバー

サイドオープンR型ドラフトチャンバー

2 専門機器

共焦点顕微鏡

共焦点顕微鏡 (解析専用)

染色体解析専用顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡 (解析専用)

セルアナライザ

インキュベータ顕微鏡

タイムラプス発光細胞解析機 (発行ライブセルイメージングシステム)

タイムラプス発光細胞解析機(培養細胞リアルタイム発光計測装置)

リアルタイムPCR

超遠心分離機

遺伝子抽出装置

プレートリーダーEnSight

化学発光検出機

多検体サンプル粉砕器

超音波サンプル粉砕器 (ホモジナイザー)

超音波サンプル粉砕器 (細胞破砕装置)

バイオサンプル粉砕装置

密閉式自動固定包埋装置

パラフィン包埋ブロック作製装置

ミクロトーム

パラフィン伸展器

全自動万能型回転ミクロトーム (樹脂包埋標本に対応するもの)

感染防止対策用クリオスタット

血液生化学分析機

マイクロダイセクション

高感度冷却CCDカメラ

小型動物麻酔器

動物組織固定装置

プログラムフリーザー

別記2 保管系機器

細胞保存用液体窒素タンク

超低温フリーザー

超低温フリーザーB

薬用冷蔵ショーケース

薬用保冷庫

薬品冷蔵庫

バイオメディカルフリーザー

CO2インキュベーター (一時利用専用のもの)

別記3 保管系機器

冷却小型振とう培養器

冷却大型振とう培養器

大腸菌培養用インキュベーター

乾熱滅菌乾燥機

パラフィン溶融器

別記4 保管系機器

CO2インキュベーター (別記2に掲げるもの以外のもの)